

議員提出議案第二号

杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例

右の議案を提出する。

平成十九年二月二十日

提出者

杉並区議会議員

鈴木

信男

同

原田

あきら

同

くすやま

美紀

同

原口

昭人

杉並区議会議長

今井

譲

様

杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を改正する条例

杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例（昭和五十四年杉並区条例第十八号）の一部を次のように改正する。

第四条第二項中「百分の二百六十」を「百分の百三十」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

教育委員会教育長の退職手当を減額する必要がある。

杉並区教育委員会教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例の一部を  
改正する条例新旧対照表

新 条 例

(退職手当の支給等)

第四条 略

2 退職手当の額は、退職の日における給料  
月額に勤続期間一年につき百分の百三十  
を乗じて得た額とする。ただし、任期満了  
前に退職した場合において、勤続期間に一  
年未満の端月数があるときは、月割計算に  
よる。

旧 条 例

(退職手当の支給等)

第四条 略

2 退職手当の額は、退職の日における給料  
月額に勤続期間一年につき百分の二百六十  
を乗じて得た額とする。ただし、任期満了  
前に退職した場合において、勤続期間に一  
年未満の端月数があるときは、月割計算に  
よる。